

議案第45号

動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件

動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月提出

鹿児島県知事 三反園訓

動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

動物の愛護及び管理に関する条例（昭和54年鹿児島県条例第32号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鹿児島県動物の愛護及び管理に関する条例

第1条中「第34条第1項」を「第37条の3第1項」に改める。

第2条第1号中「第2条」を「第3条」に改める。

第10条第1項中「第34条第1項」を「第37条の3第1項」に、「第24条の4」を「第24条の4第1項」に、「又は法」を「第24条の2第3項、第25条第5項又は」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

（適用除外）

第11条の2 この条例の規定は、鹿児島市の区域については、適用しない。

附 則

- 1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。ただし、第11条の次に1条を加える改正規定及び次項の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

動物の愛護及び管理に関する法律等の改正及び鹿児島市が同法に基づき動物の飼育、保管等に関して条例を制定することに伴い、所要の改正をしようとするものである。